

(限 内 部)

# 海軍公報

(部内限) 第三千八百六十號

昭和十六年八月一日(金)

## 海軍大臣官房

### ○ 令 達

官房第七八九號ノ四

昭和十六年官房第七八九號中左ノ通告正ス

昭和十六年八月一日

海軍大臣

海軍諸例  
則登載

支那方面艦隊軍法會議ノ項中法務官ノ欄「兼務二人」ヲ「兼務一人」ニ、備考欄中「法務官一人」ヲ「法務官二人」ニ改ム

参照 昭和十六年官房第七八九號ハ支那事變中海軍法務官、録事、警査配員ノ件ナリ(二月十七日海軍公報(部内限))

### ○ 通 牒

官房第四一二三號

昭和十六年八月一日

海軍省副官  
軍令部副官

各廳長殿

葬儀等ニ於ケル弔電ニ關スル件申進

今般遞信省告示第六百四十號(七月二十二日官報掲載)ニ依リ慶弔電報ノ取扱ヲ中止セラレタル趣旨ニ鑑ミ當方ニ於ケル弔電ハ當分ノ間左記ニ依リ弔辭ヲ以テ之ニ代フルコトニ定メラレ候

記

一 戦死者ノ場合

海軍大臣ノ名ヲ以テ戦死者遺族ニ贈ル弔問電並ニ官公署主催村葬以上ノ葬儀施行ノ場合ニ於ケル海軍大臣及軍令部總長ノ弔電ハ之ヲ弔辭トシ海軍士官、高等文官ニ在リテハ海軍省人事局、特務士官以下ニ在リテハ在籍鎮守府ニ於テ調製シ遺族又ハ葬儀主催者宛傳達スルモノトス但シ海軍大臣代理、軍令部總長代理派遣セララルル場合ハ其ノ弔辭ヲ贈ルコトナシ文案ハ概ネ從來ノ弔問電程度トス

二 航空機事故死亡者ノ場合

(イ) 當該所轄長ハ左ノ例ニ示ス弔辭ヲ調製シ遺族ニ傳達スルモノトス

海軍公報(部内限) 第三千八百六十號

昭和十六年八月一日

九九三

2019

(一) 高等官(豫備員ヲ含ム)ノ場合

弔 辭

海軍大尉・・・・君ノ殉職ヲ悼ミ謹ミテ弔意ヲ表ス

昭和 年 月 日

海軍大臣・・・・  
(軍令部總長・・・・)

(二) 判任官以下(豫備員ヲ含ム)ノ場合

弔 辭

海軍飛行兵曹長・・・・君竝ニ海軍一等整備兵曹・・・・君ノ殉職ヲ悼ミ謹ミテ弔意ヲ表ス

昭和 年 月 日

海軍次官・・・・  
(軍令部次長・・・・)

(三) 高等官及判任官以下ヲ含ム場合

弔 辭

海軍飛行特務少尉・・・・君竝ニ海軍三等整備兵曹・・・・君、海軍一等飛行兵・・・・君ノ殉職ヲ悼ミ謹ミテ弔意ヲ表ス

昭和 年 月 日

海軍大臣・・・・  
(軍令部總長・・・・)

(四) 海軍葬儀施行後官公署主催村葬以上ノ葬儀施行

ノ場合ニ於ケル海軍次官ノ弔電ハ之ヲ弔辭トシ海軍士官ニ在リテハ海軍省人事局、特務士官以下ニ在リテハ在籍鎮守府ニ於テ調製シ主催者宛傳達スルモノトス

文案ハ概ネ從來ノ弔電程度トス

三 海軍航空本部長ノ弔電モ本號ニ準ジ取計フモノトス

三 在職者死亡ノ場合

當該所轄長ハ左ノ弔辭ヲ調製遺族ニ傳達スルモノトス

文案ハ第二號ノ例ニ準ズ

(イ) 勅任官以上死亡ノ場合 海軍大臣弔辭

(ロ) 奏任官死亡ノ場合 海軍省人事局長弔辭

(ハ) 特別ノ場合ハ別ニ考慮ス

四 前諸號以外ノ死亡者ニ對スル場合ハ弔電ニ代フルニ弔辭ヲ以テスルノ外從來通海軍省人事局ニ於テ取扱フモノトス

五 弔辭ノ用紙ハ奉書卷紙ヲ用フルヲ例トス

軍務一第一七九號

昭和十六年七月三十一日

海軍省軍務局長

各鎮守府  
各要港部  
各艦隊 參謀長殿

既成艦船ニ「ラジオ」受信機及同用高聲器ノ供給數竝ニ裝備個所標準ノ適用範圍ニ關スル件申進

昭和十一年官房第五三九號（昭和十五年官房第五七八三號改正）中既成艦船ニ對スルラジオ裝備ニ關シテハ左記ニ依リ特令シテ實施スルコトニ定メラレ候  
尙特設艦船ニ對スル「ラジオ」裝備ニ關シテハ別途研究中ニ有之候

記

- 一、大改装特定修理ノ時機ニ標準通實施ス
- 一、從來未裝備ノモノ（敷設艇、哨戒艇、驅潛艇、第一號型第十三號型）ハ豫算ノ成立ヲ俟テ實施ス
- 一、戰艦及七千噸以上巡洋艦ニシテ長官公室ノ施設アルモノニハ時機ヲ得次第標準通實施ス
- 尙右艦種ニ於テハ長官公室又ハ司令官公室ノ何レニ對シテモ高聲器ヲ裝備スルモノトス
- 一、其ノ他  
交流電源ノミヲ使用スル驅逐艦ニ對シテハ時機ヲ得次第直流電源ヲ使用シ得ル如ク改装ス

海人第一號ノ一一八

昭和十六年八月一日

海軍省人事局長

海軍諸例  
附錄

關係應長殿

海上勤務ニ關スル件申進

自今外國又ハ内南洋ニ於ケル部隊若ハ其ノ他々各部勤務員ニシテ警備、港務作業、測量、補給等ノ爲常時其ノ附屬船艇ニ乗組ムベキ配置ニ在ル者ニ對シテハ服役期間及停年計算規則第五條第五號ノ規定ニ準ジ海上勤務ト爲スコトニ定メラレ候

追テ右該當者ニ對シテハ昭和十二年海人第一號ノ一〇四ニ準ジ處理相成度

（參照 諸例則卷二、一九四ノ二頁）

軍需機密燃第三六三號

昭和十六年七月三十日

海軍省軍需局長

關係各應長殿

再生航空礦油供給ニ關スル件通牒

爾今第三海軍燃料廠ニ於テ再生セル航空礦油（現用規格ニ適合ノモノ）ハ新品同様艦船部隊ニ供給可致候

海軍公報（部内限）第三千八百六十號

昭和十六年八月一日

九九五

追テ廢輕質油及廢礦油ノ回收竝ニ處理ニ關シ昭和十四年軍需機密第七號(艦營需品燃料取扱例規四〇一頁)及昭和十五年軍需燃第八四號(十月二十二日部内限公報)ヲ以テ申進及通牒ノ次第アル處時局ニ鑑ミ更ニ一層之ヲ徹底實施セシムル様配慮相成度

○ 辭令

南洋應氣象臺技師 川崎 英男

「パラオ」ニ於ケル地磁氣觀測事務囑託ヲ解ク(三十七日 海軍省)

(各通) 朝鮮總督府技師兼道技師 福西 正雄  
朝鮮總督府技師 朝山 景烈

朝鮮總督府土木事務官 高須 清一  
海軍燃料廠鑛業部ニ於ケル鎮南浦繫船工事業務囑託ヲ解キ第五海軍燃料廠鎮南浦繫船工事業務ヲ囑託ス(三十一日同)

遞信局事務官 生野 豐水  
第九海軍軍用郵便所長ヲ免シ第二海軍軍用郵便所長ヲ命ス

遞信局書記 大脇 爲正

(各通)

遞信事務員 守田 次雄  
集配員 平田 爲治  
同 永野 太三

第九海軍軍用郵便所員ヲ免シ第一海軍軍用郵便所員ヲ命ス

(各通)

遞信書記 山中 武久  
集配員 坂本 重雄

第九海軍軍用郵便所員ヲ免シ第二海軍軍用郵便所員ヲ命ス

遞信局書記 市川 涉  
遞信事務員 中里 典夫

同 比嘉 仁靜  
同 田中 德義

(各通)

同 柳生 正夫  
同 岩下 敬二  
集配員 爲岡 福督

同 木練 清志  
同 滿潮萬右衛門  
同 田畑 信義

第九海軍軍用郵便所員ヲ免シ第六海軍軍用郵便所員ヲ命ス(以上一六日同)

特務艦國洋丸ニ於ケル通信事務ヲ囑託ス 森本 幸壽

但シ報酬年額貳千六百八拾參圓ヲ給シ部内限奏任  
官待遇トス(六六〇同)

拓務省通譯生 吉田 徳太郎

大本營海軍部ニ於ケル事務ヲ囑託ス

海軍少將 雪下 勝美

海軍大學校ニ於ケル調査事務兼海軍省事務囑託ヲ解  
ク(以上七〇〇同)

中央航空研究所研究官 福田 秀雄

第十一聯合航空隊ニ於ケル教授囑託ノ報酬トシテ金  
參百圓ヲ贈與ス

第十一聯合航空隊ニ於ケル教授囑託ヲ解ク(七二〇同)

(各通) 京都帝國大學教授 可知 貫一

農事試験場技師 寺 尾 博

海軍省事務兼海南警備府事務ヲ囑託ス 磯 永 吉

(各通) 臺北帝國大學教授 磯 永 吉

臺灣總督府技師 鈴木 進一郎  
農事試験場技師 三井 進午

(各通) 農林技師 江村 俊吉

同 尾崎 三雄

海軍省事務兼海南警備府事務ヲ囑託ス 興亞院技師 岡村 淑一

海軍省事務兼海南警備府事務ヲ囑託シ部内限判任官  
待遇トス 宮坂 梧郎

臺灣總督府技師 前田 穂濤

海軍省事務兼海南警備府事務ヲ囑託ス(以上七三〇同)

第二遣支艦隊ニ於ケル事務ヲ囑託ス 黛 治也

但シ報酬年額四千參百貳拾圓ヲ給シ部内限奏任官  
待遇トス(七三〇同)

(各通) 伊藤 和雄

海軍省事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス(七六〇同)

(各通) 小野 英輔

海軍少佐 橋本 逸夫

昭和十六年八月施行ノ海軍兵學校海軍機關學校及海  
軍經理學校生徒採用試験臨時委員ヲ命ス 海軍大尉 石田 捨雄

海軍大尉 渡邊 久

(各通)		海軍機關中佐	山崎 義
昭和十六年七月及八月施行ノ海軍兵學校海軍機關學校及海軍經理學校生徒採用試験臨時委員ヲ免ス (以上註同)		海軍教授	北澤 彌吉郎
海軍省事務ヲ囑託ス		海軍少將	七田 今朝一
海軍省事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス		近江 政太郎	
海軍省事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス		加藤 三郎	
海軍省事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス	百五拾圓	東京帝國大學教授	小野 鑑正
同	同		田中 豊
同	同		湯淺 亀一
同	同		宗宮 尙行
同	同		眞島 正市
同	同		田中 敬吉
同	同		星合 正治
同	同		三島 徳七
同	同		牧 鏡夫
同	同		岡田 要
(通各)			
同	同	東京帝國大學助教	志村 繁隆
同	同		木下 昌雄
同	同		牧島 象二
同	同		平田 森三
同	同		堀場 信吉
同	同		西原 利夫
同	同		西村 秀雄
同	同		澤村 宏
同	同		木村 正路
同	同		藤本 武助
同	同		長尾 不二夫
同	同		中山 若枝
同	同		青山 新一
同	同		増本 量
同	同		遠藤 彦造
同	同		實吉 純一
同	同		渡邊 惠弘
同	同		原田 恭介
同	同		池田 芳郎
同	同		友近 晋
同	同		太田 友彌

七百圓 大阪帝國大學助教 寺澤 一雄  
 七百圓 同 雄山 平三郎  
 參百圓 東京工業大學教授 内田 俊一  
 五百圓 同 尾本 義一  
 百五十圓 同 田端 耕造  
 參百圓 同 古賀 逸策  
 百圓 東京工業大學助教 瀧澤 益二  
 七百圓 仙臺高等工業學校教授 堀川 初夫  
 百圓 氣象技師 正野 重方  
 七百圓 電氣試驗所技師 仁科 存  
 海軍技術研究所ニ於ケル研究業務ヲ囑託シ報酬年額  
 (各頭書ノ通)ヲ贈與ス

從四位勳四等 妹尾 秀實

海軍技術研究所ニ於ケル研究業務ヲ囑託ス  
 但シ報酬年額五百圓ヲ給シ部内限勅任官待遇トス

百圓 大野 貫二  
 百圓 關 英男  
 四百圓 正八位 庄野 唯衛  
 五百圓 川原田政太郎  
 貳百圓 岩片 秀雄

八百圓 淺居 ちか  
 海軍技術研究所ニ於ケル研究業務ヲ囑託ス  
 但シ報酬年額(各頭書ノ通)ヲ給シ部内限奏任官  
 待遇トス

正六位 杉本 五十鈴  
 大島 重義  
 正五位勳六等 齋藤 定藏  
 柳澤 七郎  
 從六位 小林 勝一郎  
 濱田 成徳  
 岡田 千里  
 井口 泰輔  
 正八位 小林 宏治  
 守田 榮  
 門奈 五兵衛  
 正八位 下村 尙信  
 納富 次郎  
 中島 茂  
 森 壽治

海軍技術研究所ニ於ケル研究業務ヲ囑託シ部内限奏  
 任官待遇トス

海軍公報(部内限)第三千八百六十號 昭和十六年八月一日

九九九

南洋廳氣象臺技師 菅原 芳生  
水路部ニ於ケル事務ヲ囑託シ報酬年額百圓ヲ贈與ス

臺灣總督府州港務官海軍大佐 草川 淳  
馬公要港部ニ於ケル事務ヲ囑託ス

山崎 眞一郎  
支那方面艦隊ニ於ケル事務ヲ囑託シ部内限委任官待遇トス

(各通)  
仲吉 朝興  
許斐 林太郎  
中野 楠雄

海南警備府ニ於ケル業務ヲ囑託シ部内限委任官待遇トス  
伊藤 太郎  
早坂 一宗

(各通)  
海軍主計大佐 池田 賢一  
第四海軍建築部醫療業務囑託ヲ解ク(以上ハ同)

東京海軍監督官事務所及受持區域内ニ在ル艦裝員事務所ニ要スル俸給、旅費及手當支拂ノ爲資金前渡官吏ヲ命ス

海軍機關中佐 松崎 正康  
浦賀海軍監督官事務所及受持區域内ニ在ル艦裝員事

務所ニ要スル俸給、旅費及手當支拂ノ爲資金前渡官吏ヲ命ス  
海軍主計中佐 清水 新一

名古屋海軍監督官事務所ニ要スル俸給、旅費及手當支拂ノ爲資金前渡官吏ヲ命ス  
海軍主計中佐 善 木 豊

大阪海軍監督官事務所及受持區域内ニ在ル艦裝員事務所ニ要スル俸給、旅費及手當支拂ノ爲資金前渡官吏ヲ命ス  
海軍主計大佐 服 部 薫

神戸海軍監督官事務所及受持區域内ニ在ル艦裝員事務所ニ要スル俸給、旅費及手當支拂ノ爲資金前渡官吏ヲ命ス  
海軍機關大佐 木原 直孝

廣島海軍監督官事務所ニ要スル俸給、旅費及手當支拂ノ爲資金前渡官吏ヲ命ス  
海軍主計中佐 徳永 春雄

八幡海軍監督官事務所ニ要スル俸給、旅費及手當支拂ノ爲資金前渡官吏ヲ命ス  
海軍造兵大尉 深井 六郎

室蘭海軍監督官事務所ニ要スル俸給、旅費及手當支



拂ノ爲資金前渡官吏ヲ命ス

海軍機關中佐 竹内 悌三

長崎海軍監督官事務所及受持區域内ニ在ル機裝員事務所ニ要スル俸給、旅費及手當支拂ノ爲資金前渡官吏ヲ命ス

海軍主計特務少尉 佐藤 義雄

資金前渡官吏ヲ免ス(以上前支田官 海軍省經理局長)

海軍機關特務中尉 西 松太郎

在東京監督長ノ命ヲ承ケ服務スヘシ(七月廿五日海軍航空本部)

○ 雜 款

○司令潜水艦一時變更

第十二潜水艦司令ハ七月二十八日司令潜水艦ヲ伊號第七十潜水艦ヨリ伊號第六十九潜水艦ニ變更セリ

○司令驅潛艇復歸

第十一驅潛艇司令ハ七月十日司令驅潛艇ヲ第七號驅潛艇ニ復歸セリ

○郵便物發送先

特設砲艦金剛山丸ハ今般當隊ヨリ除カレタルニ付自今

同艦宛郵便物ハ直送相成度

(第二砲艦隊)

○事務所設置

函館在勤海軍武官府ヲ七月二十七日函館市末廣町九番地金森ビルディング内ニ設置シ事務ヲ開始セリ

電話 六二三番

○艦船所在

▲印ハ「ハホ」ノ指定ヲ要セズ

○八月一日午前十時

【横須賀】春日▲、劍崎▲、山城▲、陸奥▲、駒橋▲

▷多摩

澤風▲、伊一六、伊一七、伊四、伊五

室戸

【長浦】(伊三三)▲、(伊三三)▲、(伊三三)▲

【石川島】(驅潜一七)▲▲

【鶴見】(驅潜一八)▲▲

【川崎】能登呂

【横濱】筑紫▲▲

【浦賀】(秋雲)▲▲

【館山灣】濱風▲

【八戸港】石垣▲

【大湊】伊五二

【吳】(驅潜一五、驅潜一三、驅潜一四)

【大泊】哨三五▲

【浅間】八雲▲、鬼怒▲、阿武隈、神通

【夏湖】峯雲、夕立、口初雪、白雪、吹雪、

【朝雲】山雲、夏雲、天津風、初風、口霞、陽炎

【呂五七】呂五八▲、呂五九▲、口伊五三▲

伊五四▲、伊五五▲、伊五八▲、伊一二二▲

伊七四▲、伊七五▲、伊七〇▲、伊六八▲

伊一二一▲、口伊七三▲、伊七一▲、伊七二▲

驅潜特五一▲、驅潜特五二▲、驅潜特五三▲

哨四六▲

樫野、隠戸、鳴戸、間宮

【日進】(伊二七)▲、(伊三五)▲

【伊七六】(伊七六)▲

【大阪】(驅潜二二)▲

【神戸】(瑞鶴)▲、(伊良湖)▲、(伊二〇)▲、(伊二五)▲

【相生】(伊三)▲、(伊四)▲、(伊二一)▲

【相玉】(驅潜一九)▲

【德山】(驅潜二〇)▲

【佐伯】(潮、曙、龍、漣)

【伊豫灘】千代田

【舞鶴】吾妻▲、大井▲、木曾、龍田

【薄雲】鳩、口鷲

【呂三四】呂三四▲

【哨三六】哨三六▲、哨三七▲

【伊二一】夕風、三日月、黒潮

【哨三一】哨三一、哨三三

【鶴見】鶴見

【瑞鳳】瑞鳳、鳳翔

【朝日】朝日

【伊二〇】伊二〇

【伊二一】伊二一

【伊二二】伊二二

海軍公報(部内限)第三千八百六十號

昭和十六年八月一日

一〇〇三



# 海軍公報

(部内限) 第三千八百六十一號

昭和十六年八月二日(土)

海軍大臣官房

## ○令達

官房第四一二二號 昭和十六年八月二日 官房機密第六九〇九號

所屬長官ハ特設特務艇乗員ノ考課表及拔擢名簿ノ調製ニ關シ各當該規則ニ依リ難キトキハ部下高等武官ヲ調製官ニ指定シ拔擢名簿及考課表ヲ調製セシムルコトヲ

昭十六年八月一日

海軍大臣

官房機密第六九〇九號

當分ノ間高等科電信術練習生ニ採用スベキ海軍三等兵

曹又ハ任用實役停年ヲ有スル海軍一等水兵ニ在リテハ

海軍通信學校規則第二十條第二號ノ規定ニ拘ラズ年齢

二十八年未滿ノ者ヨリ之ヲ選抜スルコトヲ得

昭十六年八月二日

海軍大臣

## ○通牒

兵備二機密第七〇六號

昭十六年八月一日

海軍省兵備局

關係各應御中

國ノ事業等ニ於ケル電力消費ニ關シ打合範圍變更ノ件通知

昭和十五年軍務四第一三〇號別紙(昭和十五年五月二十二日海軍公報部内限)一第第五〇〇號第二項(ロ)號中

五百「キロワット」ヲ百「キロワット」ニ變更ノ旨電氣廳長官ヨリ通知有之候

兵備三機密第六四七號ノ二

昭十六年八月二日

海軍省兵備局長

關係艦隊參謀長殿

艦隊ノ行動秘匿措置ニ關スル件通知

一〇〇五

海軍公報(部内限) 第三千八百六十一號

昭和十六年八月二日

一〇〇五



首題ノ件ニ關シテハ七月八日附兵備三機密第六四七號ヲ以テ通知致置候處更ニ別紙ノ通申越有之候條了知ノ上可然取計相成度

(別紙)

貯業第一六五三號

昭和十六年七月二十三日

貯金局長

海軍省兵備局長殿

艦隊ノ行動秘匿措置ニ關スル件

右ニ關シ遞信省郵務局長ヨリ六月二十七日郵業第四二六號ヲ以テ御回答置ノ處爲替貯金ニ關シテハ別紙要綱ノ通措置スルコトニ致候條御了承相成度候

(別紙)

艦隊ノ行動秘匿ニ關スル措置要綱

爲替貯金關係

一、措置範圍

- (一) 艦隊寄港地ノ郵便局ニ於テ乗組員ノ請求ニ依リ振出ス郵便爲替證書
- (二) 艦隊寄港地ノ郵便局ニ於テ乗組員ヨリ受理スル

振替貯金拂込書

二、措置要旨

- (一) 主務者記名調印ノ省略  
通常爲替證書ニ對シテハ主務者ノ記名調印ヲ省略ス
- (二) 暗號局名ノ記入  
電信爲替證書ニ對シテハ固有ノ振出局名ニ代ヘ暗號局名(郵業第四二六號通)ヲ記載ス(振出局ハ暗號局名ヲ以テ傳送スルモノトス)
- (三) 特殊通信日附印ノ使用  
爲替證書(通常、小爲替)、爲替金受領證書(通常、電信、小爲替)及同原符並ニ振替貯金拂込書及同受領證ニ對シテハ特殊ノ通信日附印(郵業第四二六號通)ヲ押捺ス
- 三、取扱郵便局等  
遞信局ノ特ニ指定スル郵便局ニ於テ特別窓口ヲ開設シテ之ヲ取扱フ
- 四、事故等照會  
郵業第四二六號通牒措置要綱六ノ例ニ依ル
- 五、取扱事前ノ連絡  
艦隊ニ於テ本件取扱ヲ受ケントスルトキハ豫メ所轄

遞信局ニ其ノ旨内報スルモノトス

六、本件郵便局ニ於テ振出ヲ受付ケタル外國郵便爲替  
中中華民國及聯合ノ約定竝ニ香港及「フィリッピン」  
群島トノ條約ニ依ル通常爲替ニ付テハ特ニ貯金局ニ  
於テ爲替證書等ヲ發行スルニ付當該爲替ノ振出請求  
書ハ貯金局ニ送付スルモノトス

經豫機密第三號ノ四〇

昭和十六年八月一日

海軍省經理局長

關係各支出官  
關係各資(金前渡官吏)殿

佛印ニ於テ要スル外貨ノ受領方法ニ關ス  
ル件通牒

佛印ニ於テ部外ニ對スル支拂ノ爲要スル外貨(ピアス  
トル貨)ハ海南海軍經理部長之ヲ總括處理致居候條所  
要ノ際ハ海南海軍經理部支出官ノ在佛印資(金前渡官吏  
又ハ在佛印艦隊經費分任出納官吏ノ保有金ヨリ適宜交  
換受領スル外要スレバ直接同支出官又ハ同部艦隊經費  
分任出納官吏ニ請求シ横濱正金銀行河内出張所經由送  
金受領ノコトニ了知相成度

艦本機密第一號ノ七〇〇八

昭和十六年八月二日

海軍艦政本部長

横須賀、吳、佐世保、  
舞鶴、大湊、鎮海、馬公  
海軍軍需部長殿

輕防毒衣ノ件通牒

昭和十六年内令兵第二十三號ニ依リ名稱改正ノ首題兵  
器ハ自今左記ノ通整理スベシ

記

一、輕防毒衣 一組

内譯

防毒衣袴 一個

防毒用靴履 一組

防毒用手袋 一組

輕防毒衣囊 一個

航本第六五三一號

昭和十六年八月一日

海軍航空本部長

關係各廳長殿

陸海軍航空材料規格「鋼線(鋸材、張線  
ヲ含ム)之部」ノ件通牒

海軍公報(部内限)第三千八百六十一號

昭和十六年八月二日

一〇〇七

首題規格別冊ノ通定ム

追テ本規格ハ左記要領ニ依リ之ヲ實施ス

別冊ハ所要ノ向ニ之ヲ配付ス

記

陸海軍航空材料規格〔鋼線(鋸材、張線ヲ含ム)之部〕實施要領

一、本規格ハ昭和十六年八月二日以降ノ新製品ニ之ヲ適用ス

二、本規格ニ相當スル舊規格ハ追テ廢止セララル豫定ナリ

三、昭和十六年八月以降特ニ本規格ニ依リ難キモノアル場合ハ事情ヲ具シ航空本部長ノ承認ヲ得ルモノトス

四、規格外材料ノ使用ニ關シテハ昭和十一年航空機密第三五號通牒ノ通理由ヲ具シ航空本部長ノ承認ヲ得ルコト從來通トス

航本第六五三二號

陸海軍航空材料規格(鋼材之部、鋼板及鋼管之部、「アルミニウム」及其ノ合金之部及「マグネシウム」及其ノ合金之部) 中別紙ノ通改正ス

別紙ハ所要ノ向ニ之ヲ配付ス

昭和十六年八月一日

海軍航空本部長

○ 辭 令

千五百圓 大阪市技師 橋 善雄

千五百圓 森 垣 誠

千四百四拾圓 伊藤 貞亮

千四百四拾圓 橋本 克太

千參百八拾圓 成田 直三郎

千參百八拾圓 廣島市技師 橋本 克太

千參百八拾圓 大阪市技師 行松 光雄

千參百八拾圓 大阪市技師 澤山 宗之輔

千參百貳拾圓 同 田中 茂春

千參百貳拾圓 同 橋 好 茂

千貳百六拾圓 神戸市技師 小林 健三郎

千貳百六拾圓 宮地 米三

千貳百圓 平田 正樹

千貳百圓 益田 重華

徵用中年額各頭書ノ通ヲ給シ部内限奏任官待遇トス (五) 海軍省

<p>各) 參千四百圓 鐵道技師 佐久間七郎左衛門  (通) 千八百貳拾圓 同 正 吉 幸 眞  徵用中自今年額各頭書ノ通ヲ給ス<small>(三十五月同)</small>  昭和十六年七月及八月施行ノ海軍兵學校海軍機關學  校及海軍經理學校生徒採用試驗臨時委員ヲ免ス  <small>(三十九月同)</small>  海軍技術會議員海軍中佐 山内 英一  海軍艦政本部技術會議員ヲ命ス  同 南 六右衛門  海軍艦政本部技術會議員ヲ命ス  海軍航空本部技術會議員ヲ命ス<small>(以上三十一月海軍省)</small>  <small>海軍艦政本部造兵監  督官海軍造兵大尉</small> 井本 正作  名古屋監理官ヲ命ス  名古屋監査官ヲ命ス<small>(八月同)</small>  軍令部部員海軍中佐 立花 眞  第三部勤務ヲ命ス  同 山内 英一  第一部第二課兼第二部第三課勤務ヲ命ス<small>(以上三十一月  軍令部)</small></p>	<p>海軍中佐 立花 正  參謀部第三部兼報道部第一課同第二課勤務ヲ命ス  同 山内 英一  參謀部第一部第二課兼同第二部第三課勤務ヲ命ス  <small>(以上三十一月大本營海軍部)</small>  <small>水路部附屬第六根  據地隊附海軍技手</small> 村山 倉治  主トシテ兼務應ニ於テ服務スヘシ<small>(三十五月水路部長)</small></p>	<p>○雜款  ○司令驅逐艦一時變更  第五驅逐隊司令ハ七月十三日司令驅逐艦ヲ一時旗風ヨ  リ朝風ニ變更、同十五日春風ニ變更セリ  ○事務所撤去  第十八號驅潛艇艦裝具事務所ヲ七月十五日撤去セリ  大立艦裝具事務所ヲ七月三十一日撤去セリ</p>	<p>○特務艦野島行動豫定  地名 着 發  佐世保 八月十一日 八月十日  鎮海 八月十一日 十二日  西戶崎 八月十二日 十五日</p>
--	---	--	--

海軍公報(部内限)第三千八百六十一號 昭和十六年八月二日 一〇〇九



吳	十六日	十七日
横須賀	二十九日	二十二日
神戶	二十四日	二十五日
吳	二十六日	二十七日
長崎	二十八日	二十九日
佐世保	三十日	三十日

○正誤  
 去月三十日通牒欄中「海人第一號ノ一八九」ハ「海人機密第一號ノ一八九」ノ、昨日通牒欄海人第一號ノ「一八中」共ノ他ノ「」ハ「共ノ他」ノ、「附屬艦船」ハ「附屬船艇」ノ孰モ誤(辨)

○艦船所在

▲印ハ「ホ」ノ  
指定ヲ要セズ

○八月二日午前十時

【横須賀】

春日▲、劍崎▲、山城▲、陸奥▲、駒橋▲

伊一六、伊一七、伊四、伊五

【長浦】  
伊三七▲、伊三三▲、伊三三▲

伊六六▲、伊六二▲

伊一▲、伊二▲

伊一八▲

伊五二

伊一五、驅潜一三、驅潜一四

伊三五▲

【吳】  
淺間▲、八雲▲、鬼怒、阿武隈、神通

夏潮、峯雲、夕立、伊初雪、白雪、吹雪、  
朝雲、山雲、夏雲、天津風、初風、伊筱、陽炎

伊五七▲、伊五八▲、伊五九▲、伊五三▲、  
伊五四▲、伊五五▲、伊五八▲、伊一二二▲

伊七四、伊七五、伊七〇、伊六八、  
伊一二二▲、伊七三、伊七一、伊七二

伊四六▲、伊特五二▲、伊特五三▲

伊七六▲、伊二七▲、伊三五▲

伊三二▲、伊良湖▲、伊一〇▲、伊二五▲

伊三三▲、伊四二▲、伊一一▲

伊六〇▲、伊一九▲

伊二〇▲、伊二〇▲

伊二一、伊三二、伊三三

伊二一、伊三二、伊三三

伊二一、伊三二、伊三三

伊二一、伊三二、伊三三

伊二一、伊三二、伊三三

伊二一、伊三二、伊三三



(限 内 部)

# 海軍公報 (部内限) 第三千八百六十二號

昭和十六年八月四日(月)

## 海軍大臣官房

### ○令 達

官房機密第六六二九號ノ二  
臨時軍事費整理規程中左ノ通改正ス

昭和十六年七月三十一日

海 軍 大 臣

第一條第二號中「第十一航空艦隊」ノ下ニ「南遣艦隊」ヲ加フ  
第二條第一號(二)、第三號(二)、第四號(三)、第六號(二)、第八號(三)及第一一號(一)中「第十一航空艦隊司令部」ノ下ニ「南遣艦隊司令部」ヲ、「第十一航空艦隊」ノ下ニ「南遣艦隊」ヲ加フ

官房機密第六九六三號

昭和十五年官房機密第八一七一號中左ノ通改正ス

昭和十六年八月四日

海 軍 大 臣

特設海軍建築部ノ項通常物品會計官吏ノ欄中「主計科

士官タル部員」ヲ「高等官タル職員」ニ改ム

(参照) 昭和十五年官房機密第八一七一號ハ特設機關ニ於ケル通常物品出納命令官及通常物品會計官吏ノ區分ノ件ナリ

官房第四一六七號 昭和十六年八月四日

當分 間五月一日入團ノ海軍兵(飛行兵)ノ三等兵ヨリ

進級期ハ海軍兵進級規則第十一條本文ノ規

定ス

昭和十六年八月四日

海 軍 大 臣

海軍省  
則登載

### ○通 牒

兵備二機密第七一六號

昭和十六年八月二日

海 軍 省 兵 備 局 長

關係各廳長殿

部内諸施設用新規又ハ増加受電電力ニ關スル件申進

海軍公報 (部内限) 第三千八百六十二號

昭和十六年八月四日

一〇一三

2038

昭和十六年度所要首題電力ニシテ昭和十五年軍務四第  
一三〇號國ノ事業等ニ於ケル電力消費ニ關スル軍務局  
長申進(昭和十五年五月二十一日及二十二日海軍公報  
部内限)ニ依ル處理未濟ノ分ニ付テハ電力確保上遺憾  
ナキヲ期スル爲至急手續相成様致度

追テ遞信大臣ト打合ノ分(一千「キロワット」以上)  
ハ海軍省兵備局ニ通知相成度

契九第一號ノ五七

昭和十六年八月四日

海軍省 經理局長

各經理部長  
各艦隊主計長 殿

昭和十六年度下半期酒類割當ニ關スル件  
通牒

昭和十六年度下半期(自十六年九月  
至十七年三月)酒類(酒保物品ニ限  
ル)左記ノ通割當致候條各海仁會支部ト連絡ノ上補給  
相成度

記

- 一、割當數量 別表ノ通(各經理部長、各艦隊主計  
長宛直送ス)
- 二、配給手續 長宛直送ス)
- (一) 各鎮守府、各艦隊毎ニ前項割當數量ノ範圍内ニ

於テ麾下各所轄(關係要港部所屬ノモノヲ含ム)  
ニ對スル供給額ヲ定メ酒類供給明細簿(別紙様式  
關係各部ニ直送ス)ニ記入ノ上各所轄主計長ニ通  
知シ且當該期間ノ補給計畫ヲ樹テ經理局第五課及  
關係各海仁會支部ニ通知ス

(二) 各海仁會支部ハ前號補給計畫ニ基キ仕入計畫及  
ビ前進補給基地ニ送付ヲ要スルモノニ付キ輸送計  
畫ヲ樹テ經理局第五課ニ通知ス

(三) 經理局第五課ハ前號仕入計畫ニ基キ各納入者ヲ  
シテ現品ヲ出荷各海仁會支部ニ納入セシメ又必要  
アルトキハ之ヲ前進補給基地ニ輸送セシム

(四) 各所轄酒保ニ於テ酒類ヲ受込マントスルトキハ  
請求書ニ供給明細簿若クハ所轄長ノ證明アル寫ヲ  
添付シ割當數量以内ノ供給ヲ受クルモノトス

(五) 各海仁會支部、前進補給基地若クハ給糧艦ニ於  
テ酒類ヲ供給シタルトキハソノ都度供給額ヲ供給  
明細簿若クハ其ノ寫ニ記入スルモノトス

(六) 各海仁會支部ハ毎月供給セル酒類ノ所轄別數量  
ヲ經理局第五課長ニ報告スルモノトス  
前進補給基地若クハ給糧艦ノ供給セル酒類所轄別  
數量ハ關係海仁會支部ニ於テ取纏メ經理局第五課

長ニ報告スルモノトス  
 (七) 艦船部隊相互間ニ於テ酒類ヲ受授シタルトキハ本項(四)ニ準ジ處理シ讓渡數量ハ供給明細票ニ朱書スルモノトス  
 讓渡シタル酒類ノ補充ハ供給明細簿ニ讓受證(讓受タル艦船部隊ノ製作セルモノ)ヲ添付シ請求スルモノトス

三、其ノ他

- (一) 各海仁會支部前進補給基地ハ艦船部隊行動豫定變更等ノタメ補給計畫以外ニ臨時請求アリタルトキト雖モ極力之ニ即應シ補充ニ關シ關係各部及經理局第五課ト速ニ連絡スルモノトス
- (二) 役務變更等特別ノ事由ニ依リ別表割當數量ノ増(減)配ヲ要スルトキハ事情ヲ具シ經理局第五課長ニ協議ノコト
- (三) 海仁會水交社等ノ食堂ノ業務用酒類ニ就キ不足ヲ生ズル虞アルトキハ別ニ計畫ヲ樹テ算定ノ基礎ヲ明示シテ經理局第五課長ニ協議ノコト
- (四) 配給用トシテ從來民需ヨリ取得セルモノハ本割當以外トシ數量確保ニ努ムルコト
- (五) 軍港要港以外ノ地ニ一時ニ多數艦船入港シ若ク

ハ航空部隊移動シ上陸外出休養ノ爲酒類ノ準備ヲ要スルトキハ豫メ入港地所要時期、所要數量ヲ經理局第五課長ニ通知ノコト  
 (六) 清酒麥酒以外ノ酒精飲料ヲ必要トスル場合ハ經理局第五課ニ照會ノコト

横經ル第一號ノ三三  
 昭和十六年七月二十五日

横須賀海軍經理部長  
 關係支出官、資金前渡官吏殿

給與通牒等ニ關スル件通知  
 本年四月一日ヨリ人體諸給與支拂促進上左記各廳ニ資金前渡官吏ヲ設置セシニ付給與通牒等發送上特ニ御留意アリ度

一、資金前渡官吏設置ノ廳及區分

資金前渡官吏別	擔任支拂廳(區分)
横須賀海軍經理部資金前渡官吏	鎮守府(鎮守府附、待命、休職者共)、通信部、文庫、横人部、艦船部、經理部、通信隊、軍法會議、刑務所、鎮守府部下特設寮、工廠ニ於テ艦裝中ノ艦船ノ艦裝員及同附、横病院

海軍公報(部内限)第三千八百六十二號 昭和十六年八月四日

一〇一五

横須賀海軍工廠 (除長浦方面) 資	横工廠 (長浦方面ノ次行) (記載各部ヲ除ク)
金前渡官吏	
横須賀海軍工廠 (長浦方面) 資	横工廠 (造兵部、機雷實驗部、 電池實驗部、航海實驗部、通信 實驗部、光學實驗部)
金前渡官吏	
海軍航空技術廠	空技廠 (支廠ヲ除ク)
資金前渡官吏	
海軍航空技術廠	
支廠資金前渡官吏	空技支廠
横須賀海軍軍需 部資金前渡官吏	軍需部
横須賀海軍港務 部資金前渡官吏	港務部
横須賀海軍建築 部資金前渡官吏	建築部

二、給與通牒發送先

- (イ) 右資金前渡官吏宛ノ給與通牒ハ經理部へ送付ス  
ルコトナク同官吏宛直送ノコト
- (ロ) 工員給ハ從前通支官拂ニシテ給與通牒宛名ハ  
經理部長ナルモ發送ハ本人所屬廳へ直送ノコト
- (ハ) 横病院へ轉勤者ニ對スル給與通牒ハ「横須賀海  
軍經理部資金前渡官吏」宛トシ「同病院主計科」  
ニ直送ノコト
- (ニ) 横鎮附トナリ給與通牒發送前派遣勤務若ハ承命


服務ヲ命ゼラレタル者ノ給與通牒ハ何レモ其ノ派  
遣勤務廳、承命服務廳ニ直送ノコト

○ 辭令

海軍機關大尉 岡田 成正  
昭和十六年八月施行ノ海軍兵學校海軍機關學校及海  
軍經理學校生徒採用試驗臨時委員ヲ命ス

海軍少佐 淺井 秋生  
昭和十六年七月及八月施行ノ海軍兵學校海軍機關學  
校及海軍經理學校生徒採用試驗臨時委員ヲ免ス(以  
上ハ海軍省)

- 第二課勤務ヲ命ス 海軍主計少佐 池田 晴男
- 第三課勤務ヲ命ス 同 兒玉 茂
- 第二課勤務ヲ命ス 海軍主計大尉 前田 孝充郎
- (各通) 同 篠原 英夫
- 第一課勤務ヲ命ス 同 石井 次男
- 第二課勤務ヲ命ス(以上ハ海軍省經理局) 同 升田 正雄

<p>技術部第三課勤務ヲ命ス 海軍中佐 安井 保門</p> <p>海軍書記 近藤 新十郎</p> <p>在名古屋監督長ノ命ヲ承ケ服務スヘシ 同 古川 清</p> <p>技術部第一課勤務ヲ命ス 同 吉岡 通</p> <p>技術部第三課附ヲ命ス 海軍技手 田中 賢吉</p> <p>技術部第二課附ヲ命ス(以上ハ海軍航空本部) 同 吉岡 通</p>	<p>○雜款</p> <p>○旗艦變更 第二水雷戰隊司令官ハ七月三十日旗艦ヲ神通ヨリ朝潮ニ變更セリ</p> <p>第一航空艦隊司令官ハ  日旗艦ヲ赤城ニ變更セリ</p>	<p>○郵便物發送先 自今當隊宛郵便物ハ左記ニ依リ發送相成度</p> <p>普通郵便 記 佐世保郵便局氣付(軍事郵便)</p>
<p>航空郵便 第四海軍軍用郵便所氣付(軍事航空郵便) (福州在勤海軍武官府)</p> <p>當隊宛郵便物ハ自今左記ニ依リ發送相成度</p> <p>記 司令、隊長 春風 機關長宛 松風 主計長宛 朝風 軍醫長宛 旗風</p> <p>尙各艦ニ關係アルモノハ寫ヲ直接各艦宛送付相成度 (第五驅逐隊)</p>	<p>○學生入校期日 近ク任命豫定ノ本校選修學生ハ九月二十二日始業式ニ付其ノ前日迄ニ入校セシメラレ度 (海軍軍醫學校)</p>	

海軍公報(部内限) 第三千八百六十二號 昭和十六年八月四日

一〇二七



○艦船所在

指印ハ「ハホ」ヲ要セズ

○八月四日午前十時

【横須賀】春日▲、劍崎▲、山城▲、陸奥▲、口多摩、能登呂

澤風▲、伊一六、伊一七、伊四、伊五

室戸

【翔鶴】▲、【津輕】▲、【伊三三】▲、【伊三三】▲

【長浦】▲、【萩】▲、【萩】▲

呂六一▲、呂六二▲

【石川島】▲、【驅潜一七】▲

【横濱】▲、【筑紫】▲

【浦賀】▲、【秋雲】▲

【館山灣】▲、【石垣】▲

【大湊】▲、伊五二

呂驅潜一五、驅潜一三、驅潜一四

【吳】

淺間▲、八雲▲、鬼怒、阿武隈、神通

夏潮、峯雲、夕立、口初雪、白雪、吹雪、朝雲、山雲、夏雲、天津風、初風、蔽、陽炎

呂五七▲、呂五八▲、呂五九▲、呂五三▲

伊五四▲、伊五五▲、伊五八▲、伊一二二▲

伊七四、伊七五、伊七〇、伊六八、伊一二一▲、伊七三、伊七一、伊七二

驅潜特五一▲、驅潜特五二▲、驅潜特五三▲

哨四六▲、櫻野、隱戸、野島

【日進】▲、【伊二七】▲、【伊三五】▲、【伊七六】▲

【大阪】

國後

【神戸】▲、【驅潜二一】▲、【瑞鶴】▲、【伊良湖】▲、【伊一〇】▲、【伊二五】▲

【相生】▲、【驅潜一九】▲、【伊四一】▲、【伊一一】▲

【相玉】▲、【伊六〇】▲

【德山】▲、【驅潜二〇】▲

【別府灣】

朝日、那智、瑞鳳、鳳翔

【佐伯】▲、夕風、三日月、黒潮

伊二一、哨三一、哨三二、哨三三

鶴見、問宮

【伊豫灘】▲、千代田

【舞鶴】▲、吾妻▲、大井▲、木曾、龍田

薄雲▲、鳩、鷲

呂三四▲、哨三六▲、哨三七▲

【佐世保】▲、【夕雲】▲、加賀、口香椎、出雲

白露、有明、夕暮、時雨

海軍公報(部内限)第三千八百六十二號

昭和十六年八月四日

一〇一九

2043



(限 内 部)

海軍公報 (部内限) 號外

○ 令 達

昭和十六年八月四日(月)  
海軍大臣官房

官房第五四五號ノ一〇  
雜役船ノ所屬ヲ左ノ通變更ス  
昭和十六年八月一日

海 軍 大 臣

公稱番號	船種	舊所屬	新所屬	定數別	記事
第一二七〇號	曳船 (百五十噸)	佐世保海軍建築部			
第一二七一號	同 (百噸)	同			
第一一五九號	交通船兼曳船 (六十噸)	佐世保海軍建築部 (馬公出帆所用)			
第一二七九號	内火艇 (十一米)	佐世保海軍建築部			
第一二八〇號	同	同			
第一二八一號	同 (同)	同			
第一二八二號	同 (九米)	佐世保海軍建築部 (馬公出帆所用)			

海軍公報 (部内限) 號外

2045

海軍公報 (部内限) 號外

第三九四〇號	傳馬	佐世保海軍建築部
第三九四一號	(十米船)	
第三九四二號	(同)	
第三九四三號	(同)	
第三九四四號	(同)	
第三九四五號	(八米)	
第三九四六號	(同)	
第三九四七號	(同)	
第三九四八號	(同)	
第三九四九號	(同)	
第三九五〇號	(同)	
第三九五一號	(同)	
第三九五二號	(同)	
第三九五三號	(同)	
第三九五四號	(同)	

2046

海軍公報 (部内限) 號外

第三九六九號	同	(同)	同
第三九六八號	同	(同)	同
第三九六七號	同	(同)	同
第三九六六號	同	(同)	同
第三九六五號	同	(同)	同
第三九六四號	同	(同)	同
第三九六三號	同	(同)	同
第三九六二號	同	(同)	同
第三九六一號	同	(同)	同
第三九六〇號	同	(六米)	同
第三九五九號	同	(同)	同
第三九五八號	同	(同)	同
第三九五七號	同	(同)	同
第三九五六號	同	(同)	同
第三九五五號	同	(同)	同

三

2047

第三六六〇號	傳	馬船 (六米)	佐世保海軍建築部 (馬公出張所用)
第三六六一號	同	(同)	同
第三六六二號	同	(同)	同
第三六六三號	同	(同)	同
第三六六四號	同	(同)	同
第三六七四號	運	貨船 (アルマ型百噸積)	同
第三六七五號	同	(同)	同
第三六七六號	同	(同)	同
第三六七七號	同	(同)	同
第三九三九號	起	重機船 (舉揚力六十噸)	佐世保海軍建築部
第三九三八號	同	(舉揚力三十噸)	同
第三九九四號	浚	浚船 (ポンプ式)	同
第三九九五號	同	(同)	同
第三九九六號	同	(同)	同
第三七四五號	同	(リスドマン式)	佐世保海軍建築部 (高雄工事用)

馬公海軍建築部

臨時附屬

高雄工事用

第三八二二號	泥	受 二十坪船	佐世保海軍建築部 (高工事用)
第三八四二號	同	(同)	佐世保海軍建築部
第四〇四六號	同	(同)	
第四〇四七號	同	(同)	
第四〇四八號	同	(同)	
第四〇四九號	同	(同)	
第四〇五〇號	同	(同)	
第四〇五一號	同	(同)	
第四〇五二號	同	(同)	
第三九七〇號	運 貨 船	(同)	
第三九七一號	同	(同)	
第三九七二號	同	(同)	
第三九七三號	同	(同)	
第三九七四號	同	(同)	
第三九七五號	同	(同)	

海軍公報 (部内限) 號外

五

2049

第三九七六號	第三九七七號	第三九七八號	第三九七九號	第三九八〇號	第三九八一號	第三九八二號	第三九八三號	第三九八四號	第三九八五號	第三九八六號	第三九八七號	第三九八八號	第三九八九號	第三九九〇號
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
運貨(船型)														
佐世保海軍建築部														



海軍公報 (部内限) 號外

第三八二七號	重油(五百噸)船	吳海軍港務部	吳海軍軍需部	臨時附屬
第一二六九號	同	同	同	同
第一二六八號	曳船(敷設艇型)五百五十噸	舞鶴海軍港務部	羅津防備隊	定數補充
第三九九三號	同	同		
第三九九二號	同	同		
第三九九一號	同	同		

2051

(限 内 部)

# 海軍公報

(部内限) 第三千八百六十三號

昭和十六年八月五日(火)

海軍大臣官房

## ○ 令 達

官房機密第六八六三號

南遣艦隊ノ艦船部隊ノ經費ハ艦隊經費支辨トス

昭和十六年七月三十一日

海 軍 大 臣

官房機密第七〇一七號

兵器ノ供給及貸與ニ關スル所管海軍軍需部ヲ左ノ通定

△

昭和十六年八月五日

海 軍 大 臣

第五艦隊司令部及同戰隊司令部 舞鶴海軍軍需部

南遣艦隊司令部及同戰隊司令部 佐世保海軍軍需部

## ○ 通 牒

官房第四一八六號

昭和十六年八月五日

關係各廳長殿

「本邦無線電信電話局所設備一覽表」ニ關スル件通牒

今般達第二〇三三三號ヲ以テ通信長主管艦營需品定額表ヨリ品名削除セラレ候首題物品ハ各廳ニ於テ適宜燒却相成度

## ○ 辭 令

(各通)

東京監理官ヲ命ス(ハハ海軍省)

第一課勤務ヲ命ス(駐在ハ海軍省軍務局)

軍司令部出仕兼海軍省  
出仕海軍機關大佐

同

海軍中佐 南 六右衛門

鹽 谷 儉

辻 幾三郎

海軍公報(部内限) 第三千八百六十三號

昭和十六年八月五日

一〇二二

2052





(限 内 部)

海軍公報 (部内限) 號外

海軍大臣官房

昭和十六年八月五日(火)

○ 令 達

官房第五七四號ノ四

昭和十五年度新造雜役船ノ公稱番號、船種、所屬等ヲ左ノ通定ム

昭和十六年八月一日

海 軍 大 臣

第三三三號	同	館山海軍砲術學校	定數補充	同	同	七月十六日	
第三三五號	同	海軍砲術學校	公稱第四九五號 代船(定數)	同	同	四月三十日	
第三三三號	内	同	同	横濱ヨット工 作所	横須賀工廠	同	
第三三三號	同	同	同	同	同	十二月末日	
第三三三號	曳 (敷設艇型) 船 (百五十艘)	海軍機雷學校	定數補充	宇品造船所	吳工廠	昭和十六年 六月末日	
公稱番號	船 種	所 屬	定 數 別	製 造 所	製 造 訓 令 番 號	竣 工、納 入 豫 定 期 日	備 考
記 事							

海軍公報 (部内限) 號外

海軍公報 (部内限) 號外

第二元七號	第二元六號	第二元五號	第二元四號	第二元三號	第二元二號	第二元一號	第二元〇號	第二元九號	第二元八號	第二元七號	第二元六號	第二元五號	第二元四號
同	同	同	同	同	内	同	同	同	同	同	同	同	内
(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(火艇 十二米)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(同)	(火艇 十五米)
吳海軍軍需部	同	第二燃料廠	海軍機雷學校	館山海軍砲術學校	橫須賀海軍軍需部	臺南海軍航空隊 (假稱)	德島海軍航空隊 (假稱)	同	小松島海軍航空隊 (假稱)	馬公要港部 (海南警備府司令部 供用)	馬公要港部 (第二遣支隊司令部 供用)	光海軍工廠	館山海軍砲術學校
臨時附屬	同	同	同	定數補充	臨時附屬	同	同	同	定數補充	同	臨時附屬	同	定數補充
同	同	同	同	同	墨田川造船所	同	同	同	同	同	同	同	橫濱ヨット工 作所
同	同	同	同	同	橫須賀工廠	同	同	同	同	同	同	同	橫須賀工廠
同 七月末日	同	同 四月末日	同 三月三十一日	同 八月十七日	同 六月末日	同 一月末日	同 三月十七日	同	同 十月二十六日	同	同 三月三十一日	同 十月十五日	同 昭和十八年 五月三十一日
											(廣東用)		







海軍公報 (部内限) 號外

第四三九號	第四三〇號	第四二一號	第四一三號
(同)	(同)	(同)	(同)
(同)	(同)	(同)	(同)
測量艇 (發動機附(十米))	水路部	同	同
同	同	同	同
同	同	同	墨田川造船所
同	同	同	横須賀工廠
同	同	同	同
同	同	同	同
三月十七日	同	七月十日	六月末日
十七年			

五

(限 内 部)

# 海軍公報

(部内限) 第三千八百六十四號

昭和十六年八月六日(水)

海軍大臣官房

## ○通牒

兵備(機密)第七三〇號

昭和十六年八月五日

海軍省兵備局長

關係各廳長殿

水銀配給統制ニ關スル件通牒

首題ノ件自今別紙要領細則ニ依リ統制實施相成候條了知相成度

(別紙)

水銀配給統制事務取扱要領細則

一、需 要

主務部局ハ四半期毎ニ當該期ノ需要額調書(軍需及充足軍需ニ區分ス)ヲ調製シ當該期ノ一箇月前迄ニ一通兵備局ニ送付スルモノトス

二、配 給

兵備局ハ每四半期又ハ毎月ノ割當量ヲ決定シ要スレバ各部局ト協議ノ上ソノ割當量ヲ定ム

海軍公報(部内限) 第三千八百六十四號

昭和十六年八月六日

一〇二五

各部局ハ割當量ノ範圍内ニ於テ左記ニ依リ發註又ハ民間受註工場用トシテ證明書ヲ發行スルモノトス

(イ) 自 應 用

各廳ハ海軍省經理局長ト日本水銀統制組合トノ契約ニ依リ取得スルモノトス

(註文手續ハ契約書中ニ明示ス)

(ロ) 民間受註工場用

(一) 配給申請書ニハ所要ノ月ヲ區分明示シ二箇月前迄ニ配給申請書二通(監督官經由ノモノハ三通)地方各廳契約ニ要スルモノハ各契約擔任官、中央契約竝ニ充足軍需ニ要スルモノハ關係各部局ニ提出スルモノトス

但シ監督官經由ノモノニ在リテハ監督長又ハ首席監督官審査ノ上所見ヲ附シ移牒スルモノトス

(二) 契約擔任官ハ申請書一通ニ要スレバ意見ヲ附シ之ヲ關係主務部局ニ提出シ主務部局ハ之ヲ審査シ申請者ニ對シ證明書ヲ交付スルモノトス

(三) 主務部局ハ配給證明セルモノヲ取纏メ別紙様

2060

式ニ依ル配給集計表二通ヲ調製シ配給ヲ要スル月ノ一箇月前迄ニ兵備局ニ送付スルモノトス突發的事由其ノ他已ムヲ得ザル事情ニ依リ割當額以上ニ配給ヲ要スル場合ハ速ニ兵備局ト協議ノ上處理スルモノトス

三、取 得

(イ) 受給者ハ必ず自家工場ニ於テ水銀ヲ直接使用スルモノニ限リ原則トシテ日本水銀統制組合又ハ其ノ指定販賣業者ニ配給證明書ヲ提出シ配給要求ヲ爲スモノトス  
但シ充足軍需用水銀ノ配給申込ハ充足軍需證明書添付ノ上一般民需用ト同様ノ取扱方法ニ依リ申込ムモノトス  
統制組合ノ事務所々在地、指定配給業者、輸入業者及指定倉庫ハ左記ノ通

(一) 統制組合ノ事務所々在地  
日本水銀統制組合  
東京市日本橋區通一丁目一野村ビル

(二) 指定配給業者  
電話(日本橋) 一〇〇四六  
(24) 三〇七九  
五三三四

株式會社小西安兵衛商店  
東京市日本橋區本町二ノ五ノ四  
大阪水銀商業組合

大阪市東區道修町二ノ四〇(東洋製藥貿易株式會社内)

關西水銀製劑工業組合

同 (製藥關係ノミ)

日本窒素肥料株式會社

東京市麴町區内幸町(大阪ビル内)

ヤマト産業株式會社

東京市日本橋區通一ノ一(野村ビル内)

關東水銀會

東京市日本橋區本町三丁目(鳥井商店内)

(三) 配給取扱輸入業者

三菱商事株式會社

東京市麴町區丸ノ内二ノ一〇(金屬部)

三井物産株式會社

東京市日本橋區室町二ノ一ノ一

日本ブライナーモンド社

東京市麴町區内幸町(大阪ビル内)

(四) 統制組合指定倉庫

東京及大阪

三菱倉庫

東神倉庫

(ロ) 日本水銀統制組合ハ配給證明書ニ依リ受給者ト

直接契約ヲ爲シ配給證明書指定期日迄ニ供給ヲ爲

スモノトス

(ハ) 配給値段ハ商工省告示ニ依ル公定價格トス

(別紙添)

艦本機密第五號ノ七四〇六

昭和十六年八月六日

海軍省軍需局長

海軍艦政本部總務部長

横須賀、吳、鎮守府

佐世保、舞鶴

聯合艦隊

參謀長殿

潜水艦主機械燃料弁鉛衛帶受入ノ件照會

潜水艦主機械タル空氣噴射式各内火機燃料弁ヲ艦内ニ於テ整備スルニ當リ本弁用鉛バッキン材料トシテ艦營需品機關長主管消耗品「鉛條衛帶」ヲ使用セララル向アルヤニ認メラレ候處本弁バッキン材料ハ一般用ノモノニ比シ特殊ノ成分製法ニ依ルモノナルヲ以テ之ガ

受入ハ機關修理材料トシテ海軍工廠ニ請求ノコトニ取計相成度

○ 辭 令

外務事務官 山津 善衛  
大本營海軍部ニ於ケル事務囑託ヲ解ク(十一月二十五日海軍省)

外務書記生 松本 章治  
大本營海軍部ニ於ケル事務囑託ヲ解ク(十一月二十八日海軍省)

第二遣支艦隊業務囑託

各) 貳千八百六拾五圓 桑原 義夫

(通) 同

千八百拾圓 大塚 正夫

自今報酬年額(各頭書ノ通)ヲ給ス(六月同)

外務屬 伊 東 明

大本營海軍部ニ於ケル事務囑託ヲ解ク(六月同)

淺沼 琢次

海軍省事務囑託ヲ解ク

海軍機關特務中尉 鶴野 政東

海軍省事務ヲ囑託ス(以上六月同)

海軍公報(部内限) 第三千八百六十四號

昭和十六年八月六日

二〇二七

氣象臺事務官 奥山 奥忠

海軍省事務囑託ノ報酬トシテ金七拾五圓ヲ贈與ス

海軍省事務囑託ヲ解ク(註同)

江村 英雄

海軍省事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス(註同)

遞信事務官 松田 治三郎

第三海軍軍用郵便所長ヲ免シ第四十一海軍軍用郵便所長ヲ命ス

遞信書記 榎本 勘吾

第三海軍軍用郵便所員ヲ免シ第四十一海軍軍用郵便所員ヲ命ス

通信書記 小笠原 通清

同 大畑 要一

事務員 黒田 重信

集配員 増山 才藏

同 武田 義治

第一海軍軍用郵便所員ヲ免シ第四十一海軍軍用郵便所員ヲ命ス

通信書記補 神成 白二

第四十一海軍軍用郵便所員ヲ命ス

事務員 町田 宗一

(各道)

同 関口 輝

同 岩田五郎四郎

同 岡庭 義寛

集配員 塚越 英次

同 中江 富二

第四十一海軍軍用郵便所員ヲ命ス

但シ身分ノ取扱ハ雇員トス(以上註同)

佐世保海軍病院齒科治療業務囑託

笠原 悌三

南遣艦隊齒科治療業務ヲ囑託ス

但シ報酬年額千九百拾圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス

陸軍少尉 熊田 頭四郎

海軍省事務ヲ囑託ス

東京帝國大學助教 榎山 義夫

海軍省事務ヲ囑託ス

室伏 朋治

海軍省事務ヲ囑託シ部内限判任官待遇トス

時田 忠夫

第二遣支艦隊ニ於ケル事務囑託ヲ解キ軍令部ニ於ケル事務ヲ囑託ス

但シ報酬年額貳千拾圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス(以上ハ同)

海軍省事務ヲ囑託ス(ハ同)

海軍主計少將 熊生 榮

海軍中佐 南 六右衛門

御府献納品銓衡委員會委員ヲ命ス

潜水艦調査委員會委員(幹事)ヲ命ス

防備關係調査研究委員會第二分科會委員ヲ命ス

陸海軍技術(航空ヲ除ク)協調委員會委員(幹事)ヲ命ス

海軍主計少佐 池田 晴男

海軍用語調査委員會委員ヲ命ス

購買名簿調査委員會委員ヲ命ス

伊東 恭雄

海軍省事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス

山本 駿平

海軍省事務囑託ノ報酬トシテ金貳百圓ヲ贈與ス

海軍省事務囑託ヲ解ク

(各通)

水谷 國一

加藤 健三

海軍省事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス

海軍省事務ヲ囑託ス

氣象臺事務官 田内 靜三

海軍省事務囑託ノ報酬トシテ金四拾圓ヲ贈與ス

海軍省事務囑託ヲ解ク

同

海軍省事務ヲ囑託ス

吉政 重保

(各通)

海軍省事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス

同 福田 久雄

今枝 外二

山田 尙吉

(各通) 山根 道一

今道 潤三

松下 光廣

大本營海軍部佛印派遣委員事務所ニ於ケル調査事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス(以上ハ同)

第二課勤務ヲ命ス(海軍省兵備局)

海軍機關少佐 石本 恒人

○雜款

○將旗掲揚

南遣艦隊司令長官ハ八月二日將旗ヲ香椎ニ掲揚セリ

○將旗一時移揚

第二遣支艦隊司令長官ハ八月三日將旗ヲ一時鴨ニ移揚セリ

○旗艦變更

第四潜水戦隊司令官ハ七月三十日旗艦ヲ靖國丸ヨリ伊號第五十六潜水艦ニ變更セリ

○司令旗移揚

第四砲艦隊司令ハ八月一日司令旗ヲ西京丸ヨリ江戸丸ニ移揚セリ

○司令潜水艦一時變更

第三潜水隊司令ハ七月二十七日司令潜水艦ヲ一時伊號第二十二潜水艦ヨリ伊號第二十一潜水艦ニ變更セリ

○司令潜水艦變更

第九潜水隊司令ハ八月二日司令潜水艦ヲ伊號第二百二十四潜水艦ヨリ伊號第二百二十三潜水艦ニ變更セリ

○司令潜水艦復旗

第三十潜水隊司令ハ七月十五日司令潜水艦ヲ伊號第六十五潜水艦ヨリ伊號第六十六潜水艦ニ變更、同二十四日伊號第六十五潜水艦ニ復歸セリ

○郵便物發送先  
自今當隊宛郵便物ハ左記ニ依リ發送相成度

佐世保郵便局經由

第四十一軍用郵便所氣付(軍事郵便)

海軍 上條部隊 (第八十一警備隊)

○事務所設置

横濱在勤海軍武官府ヲ七月二十一日横濱市中區海岸通一丁目一番地税關旅具検査場内ニ設置シ事務ヲ開始セリ

長崎在勤海軍武官府ヲ七月二十六日長崎市羽衣町二丁目長崎税關構内ニ設置シ事務ヲ開始セリ

敦賀在勤海軍武官府ヲ七月二十二日敦賀市税關支署構内ニ設置シ事務ヲ開始セリ

高雄在勤海軍武官府ヲ八月一日高雄市哨船<sup>(阿蘇港)</sup>水産試驗場内ニ設置シ事務ヲ開始セリ

○事務所移轉

小松島海軍航空隊(假稱)設立準備員事務所ヲ八月十日徳島縣那賀郡坂野町ニ移轉ス  
追テ郵便物ハ勝浦郡小松島局留置ト指定相成度

○事務開始  
第四根據地隊司令部事務ヲ八月二日第五根據地隊司令部内ニ於テ開始ス(所在地區別符五〇)

○練習生採用試験問題發送

第八期丙種飛行豫科練習生採用試験問題  
右七月三十日左記ノ通り發送濟、未着又ハ別ニ必要ノ向ハ至急御通知相成度

記

一、單獨試験豫定ノ各部ハ直送

二、聯合試験用ノモノハ各海軍人事部長、各要港部副官宛送付

三、行動共ノ他ノ都合ニ依リ聯合試験參加不能ノ向ニ對スル分トシテ各海軍人事部長宛若干部送付

(第十一聯合航空隊司令部)



(別紙)

昭和 年 月 物資名、配給(割當)證明集計表

(昭和十六年八月六日海軍公報(部内限))

部 局 名

考 備	過 不 足	豫 定 配 當 額	計			物 資 名	單 位	數	量	記	事

2067

○艦船所在

▲印ハ「ハカ」ノ指定ヲ要セス

○八月六日午前十時

【横須賀】春日▲、劍埼▲、山城▲

澤風▲

伊一六、伊一七、伊四、伊五

(翔鶴)▲、(津輕)▲、(伊二三)▲、(伊三三)▲

(伊三七)▲

【長浦】呂六▲、萩風▲

呂六一▲、呂六二▲

哨一▲、哨二▲

【川崎】能登呂

【横濱】筑紫▲

【浦賀】(秋雲)▲

【館山灣】濱風

【大湊】石垣

伊五二

呂一五、驅潜一三、驅潜一四

【吳】大泊

淺間▲、八雲▲、鬼怒、阿武隈、神通、北上

夏潮、峯雲、夕立、初雪、白雪、吹雪、

朝雲、山雲、夏雲、天津風、初風、霞、陽炎

呂五七▲、呂五八▲、呂五九▲、伊五三▲

伊五四▲、伊五五▲、伊五八▲、伊一二二▲

伊七四▲、伊七五▲、伊七〇▲、伊六八▲

伊七三▲、伊七一▲、伊七二▲、伊二二▲

驅潜特五一▲、驅潜特五二▲、驅潜特五三▲

哨四六▲、哨三四▲、哨三五

【大 阪】

樺野、隠戸

(日進)▲、(伊二七)▲、(伊三五)▲

(伊七六)▲

【神 戶】

國後

(驅潜二一)▲

(瑞鶴)▲、(伊良湖)▲、(伊二〇)▲、(伊二五)▲

(伊三一)▲、(伊四一)▲、(伊一一)▲

【相 生】

(驅潜一九)▲

伊六〇▲

【玉 子】

(驅潜二〇)▲

【德 山】

朝日

【別府灣】

那智

瑞鳳、風翔

夕風、三日月、黒潮

伊二一

哨三一、哨三二、哨三三

鶴見、間宮

【伊豫灘】

千代田

吾妻▲、大井▲、木曾、龍田

薄雲▲

【舞 鶴】

鳩、鷲

呂三四▲

哨三六▲、哨三七▲

【佐世保】

野島

(夕雲)▲

加賀、口香椎、出雲

白鷺、有明、夕暮、時雨

呂三〇▲、呂三一▲、呂三二▲、呂三三▲

海軍公報(部内限)第三千八百六十四號

昭和十六年八月六日

一〇三三

